

見積条件（集合形式及び書留郵便以外の見積合せ）

1 集合形式及び書留郵便以外の見積合せ

この見積合せは、見積合せ参加者が持参（岩手県外の事業所に勤務若しくは住居に居住する者が持参する場合を除く。以下同じ。）、郵送（4(1)②のとおり。以下同じ。）、電子メール又はファクス（以下「集合形式及び書留郵便以外」という。）により特定の期間に見積書を提出する見積合せ（以下「集合形式及び書留郵便以外の見積合せ」という。）である。

2 見積書記載金額

落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

3 見積書記載事項等

- (1) 見積年月日（**見積書を作成した日**）を記載すること
- (2) 頭書きに「見積書」である旨記載
- (3) 見積金額
- (4) 見積件名（工事名）
- (5) あて名（北上川上流流域下水道事務所長とする。）
- (6) 見積者の住所、氏名及び印

なお、委任された者が見積を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名及び印、頭書きに「代理人」と記載する。

- (7) (6)にかかわらず、見積者（代理人に見積させるときは、その代理人）は、持参又は郵送により見積書を提出する場合であって、次のいずれかに該当するときは、その押印を省略した見積書を提出することができる。

また、電子メール又はファクスにより見積書を提出する場合は、見積書の押印を省略したものとし、次のいずれかによらなければならない。

- ① 過去に北上川上流流域下水道事務所と取引実績（契約締結、契約履行及び代金受領。以下「取引実績」という。）がある場合

なお、この場合において、見積合せを執行する者（以下「執行者」という。）から当該取引実績を証する書面（契約書、完了証明書、契約履行代金の振込状況等。以下同じ。）の写しの提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- ② 岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（見積書提出日において有効なものに限る。）のうち、次のアからオのいずれかに登載されている場合

なお、この場合において、見積書、見積書を入れた封筒、見積書に同封若しくは見積書と併せて持参した添書、電子メール本文又はファクス送信票（以下「見積書又は添書等」という。）のいずれかに該当する名簿の略称（次のアからオのうち該当する競争入札参加資格者名簿の名称の末尾に記載した略称をいう。以下同じ。）を記載するものとする。

ア 県営建設工事競争入札参加資格者名簿（略称：工事）

イ 建設関連業務競争入札参加資格者名簿（略称：建関）

ウ 庁舎等管理の委託契約に係る競争入札参加資格者名簿（略称：庁舎）

エ 物品等入札参加資格者名簿（略称：物品）

オ 情報システム開発業務委託契約に係る競争入札参加資格者名簿（略称：情報）

- ③ ①又は②のいずれにも該当しない場合であって、見積書又は添書等に連絡先（電話番号）を記載した場合（個人若しくは個人事業者の本人又は法人若しくは任意団体の代表者（以下「代表者等」という。）が持参する場合を除く。）

なお、この場合において、執行者が見積書又は添書等に記載された連絡先宛て電話をす

ることがあるため、その際はこれに応じなければならない。

4 見積等

- (1) 見積者は、次のいずれかにより、見積依頼書（以下「依頼書」という。）に記載の提出先に、依頼書に記載の提出期限までに、見積書及び依頼書に記載の必要な書類（以下「見積書等」という。）を提出しなければならない。
 - ① 持参による提出
なお、3(7)③により、取引実績がなく、かつ、岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（見積書提出日において有効なものに限る。）に登載されていないが見積書の押印を省略する場合であって、代表者等が見積書を持参するときは、その者の写真付き身分証明書を持参し、見積書を提出する際に執行者に提示すること。
 - ② 郵送による提出
郵便（第一種郵便物）又は信書便により提出するものとする。
なお、書留郵便により提出することを要さない。
 - ③ 電子メールによる提出
ア 見積書をPDFファイルとし、そのファイルを電子メールに添付し、依頼書に記載の電子メールアドレス宛て提出するものとする。
イ この電子メールの題名は「【見積書】（依頼書日付及び同文書番号）（依頼書に記載された工事名）（見積者の氏名、商号又は名称）」とすること。
 - ④ ファクスによる提出
ア 見積書及びファクス送信書を依頼書に記載のファクス番号宛て提出するものとする。
イ ファクス送信書の題名は「【見積書】（依頼書日付及び同文書番号）（依頼書に記載された工事名）（見積者の氏名、商号又は名称）」とすること。
- (2) 見積者は、再度見積合せ以降の見積書の提出方法を、初回の見積合せから変更して提出することができる。この場合において、見積者は、初回の見積合せにおいて押印した見積書を提出したときは、再度見積合せ以降の見積書についても同じ印を押印して提出するものとし、初回の見積合せの提出方法からファクス又は電子メールに変更して提出するときは、初回の見積合せの見積書に押印したものと同一印を押印して送信しなければならない。
- (3) 見積者は、代理人に見積書を提出させるときは、(1)の見積書の提出方法にかかわらず、次に掲げる事項を記載した委任状を、依頼書に記載の提出期限までに、持参又は郵送により提出しなければならない。
 - ① 委任年月日
 - ② 委任者の住所、氏名及び印（この押印は省略不可であること）
 - ③ 委任事項
 - ④ 代理人の氏名及び印（3(6)により押印した見積書を提出する場合）
 - ⑤ 代理人の氏名（3(7)により押印を省略した見積書を提出する場合）
 - ⑥ 委任期間
- (4) 見積者は、代理人に見積書を提出させる旨の委任状を初回の見積合せで提出したときは、当該委任状は当該見積合せの落札決定までその効力を有するものとし、再度見積合せ以降についても同じ代理人が見積書を提出するものとする。この場合において、見積者は、初回の見積合せにおいて代理人が押印した委任状及び見積書を提出したときは、再度見積合せ以降の見積書についても同じ印を押印して提出しなければならない。また、初回の見積合せの提出方法からファクス又は電子メールに変更して見積書を提出するときは、初回の見積合せの見積書に押印したものと同一印を押印して送信しなければならない。
- (5) 見積者は、郵便事故や機器故障、通信障害等により見積書等が依頼書に記載の提出期限までに到達しなかったことに対し、県に対し異議を申し立てることはできないものとする。
- (6) 見積合せの参加に関して必要な一切の費用は、見積合せの結果に関わらず、全て見積者の負担とする。
- (7) 提出された見積書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(8) 次の各号のいずれかに該当する場合は、見積合せの延期、中止又は見積合せの取消しをすることがある。この場合において、見積合せ参加者が損失を受けることがあっても、県は、その責めを負わないものとする。

- ① 郵便事情や機器故障、通信障害等により事故が発生し見積合せの執行が困難なとき
- ② 見積合せを公正に執行することができないと認められるとき
- ③ この見積合せが契約予定年度の当初予算成立前である場合、当該予算が成立しなかったとき
- ④ その他やむを得ない事情が生じたとき

5 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する見積
- (2) 見積合せに参加する資格を有しない者のした見積
- (3) 委任状が見積書提出期限までに提出されていない代理人のした見積
- (4) 記名をしていない見積
- (5) 押印をしていない見積（ただし、3(6)により押印した見積書を提出する場合）
- (6) 3(7)①により押印を省略した見積書を提出した場合であって、執行者からその取引実績を証する書面の写しの提出を求められたが、執行者が指定する日時までに提出しなかった者のした見積
- (7) 3(7)①により押印を省略した見積書を提出した場合であって、過去に取引実績が認められない者のした見積
- (8) 3(7)②により押印を省略した見積書を提出した場合であって、見積書又は添書等に該当する名簿の略称を記載したが、岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（見積書提出日において有効なものに限る。）に登載されていなかった者のした見積
- (9) 3(7)③により押印を省略した見積書を提出した場合であって、その見積書又は添書等に記載された連絡先では連絡を取ることができなかった者のした見積
- (10) 金額を訂正した見積
- (11) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積
- (12) 明らかに連合によると認められる見積
- (13) 同一工事の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積
- (14) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした見積
- (15) 4(2)及び(4)に違反した場合
- (16) この条件、その他見積に関する条件に違反した見積

6 落札者の決定

- (1) 見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、落札者の決定を保留し、当該見積事務に関係のない職員が行うくじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者がいないときは、全ての見積合せ参加者に対し、落札者がいない旨及び有効見積の最低価格について連絡するものとする。
- (4) 落札者が決定した場合は、見積合せの結果について速やかに落札者に連絡するものとする。

なお、落札者以外の見積合せ参加者から見積合せの結果について問合せがあったときは、執行者は、これに応じるものとする。

7 見積の辞退

- (1) 見積依頼を受けた者は、依頼書に記載の提出期限に至るまでは、いつでも見積書の提出を辞退することができる。ただし、提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (2) 見積依頼を受けた者が見積を辞退するときは、見積辞退届（任意様式とする。以下同じ。）を1で定める方法により提出（依頼書に記載の提出期限までに到着するものに限る。）しなければならない。

この場合において、見積辞退届の押印を省略する場合は、3(7)の見積書の取扱いに準じて提出するものとする。
- (3) 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

8 公正な見積合せの確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せ参加者は、見積に当たっては、他の見積合せ参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積額を定めなければならない。
- (3) 見積合せ参加者は、落札者の決定前に、他の見積合せ参加者に対して見積額を意図的に開示してはならない。
- (4) 見積合せ参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、契約を締結しない。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過した場合
 - ② 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対応する業種について本県を含む地域で命ぜられた場合
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）となった場合。
 - ④ 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定）に基づく指名停止の措置又は書面による警告を受けた場合。
 - ⑤ 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日制定）に基づく入札参加制限の措置又は書面による警告を受けた場合。
 - ⑥ 岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定）に基づく指名停止の措置又は書面による警告を受けた場合。
 - ⑦ 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けた場合。
 - ⑧ 岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止の措置又は書面による警告を受けた場合。
 - ⑨ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であることが判明した場合。
- (2) 契約にあつては、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。